

施設基準および診療報酬加算に関するお知らせ

当院では、厚生労働省の規定に基づき、以下の施設基準を満たしていることについて近畿厚生局に届け出を行い、算定を行っております。

1. かかりつけ医機能としての取り組み（機能強化加算）

当院は「地域におけるかかりつけ医」として、以下の取り組みを行っています。
他の医療機関で処方されているお薬を含め、服薬状況を把握した上で必要な管理を行います。
健康診断の結果に関する相談や医療機関への紹介を行います。
健康診断の結果に関する相談や、健康管理に関するご相談に応じます。
保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
夜間・休日の問い合わせへの対応方法について情報提供を行います。

2. 診療時間外の相談体制（時間外対応体制加算）

当院では、通院されている患者さんが診療時間外に急病になられた際などの問い合わせに対応できるよう、診療時間外の連絡体制を整えています。
対応時間：24時間対応
連絡先：電話番号 079-436-6777
※状況により留守番電話での対応となる場合は、お名前とご用件を残してください。折り返しご連絡いたします。

3. 医療デジタルの活用（電子的診療情報連携体制加算）

当院では、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、より安全で質の高い医療を提供するため、以下の体制を整えています。
オンライン資格確認（マイナ保険証）を行う体制を有しています。
受診された患者さんに対し、受診履歴、処方されたお薬の情報、特定健診の情報等を取得・活用して診療を行う体制を整えています。
電子処方箋を発行する体制を導入しています。

4. 慢性期疾患の計画的な管理

厚生労働省が指定する慢性疾患をお持ちの患者さんに対し、療養上の丁寧な指導や、計画的な医学管理を行っています。
特定疾患管理料：主な対象疾患：甲状腺疾患、不整脈、狭心症、脳血管障害、喘息、腎臓病など
生活習慣病管理料：主な対象疾患：高血圧症、脂質異常症、糖尿病
※患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと「28日以上長期処方」または「リフィル処方箋の発行」を行うことが可能です。

5. お薬の成分名での処方（一般名処方加算）

当院は院内処方ですが、院外処方箋をご希望の方は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用や、特定の医薬品が不足した場合でも患者さんに安定してお薬を提供できるよう、お薬の商品名ではなく成分名で処方（一般名処方）を行う場合があります。
これにより、薬局で患者さんが自身のご希望のお薬（先発品・後発品）を選びやすくなります。

【明細書の発行について】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「明細書」を無料で発行しております。
なお、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてお申し出ください。